

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う  
 実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
 長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第16号	障発0330第16号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正障発0329第20号	一部改正障発0329第20号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正障発0930第2号	一部改正障発0930第2号
平成25年9月30日	平成25年9月30日
一部改正障発1226第4号	一部改正障発1226第4号
平成26年12月26日	平成26年12月26日
一部改正障発0331第26号	一部改正障発0331第26号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
一部改正障発0330第12号	一部改正障発0330第12号
平成28年3月30日	平成28年3月30日
一部改正障発0331第17号	一部改正障発0331第17号
平成29年3月31日	平成29年3月31日
一部改正障発0330第5号	一部改正障発0330第5号
平成30年3月30日	平成30年3月30日
<u>一部</u> 改正障発0327第31号	<u>最終</u> 改正障発0327第31号
平成31年3月27日	平成31年3月27日
<u>最終改正障発0330第3号</u>	
<u>令和3年3月30日</u>	

改正後	現行
<p>間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について</p> <p>障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援 <u>(放課後等デイサービスを除く。)</u> に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。<u>放課後等デイサービスについては、個々の障害児に対するサービス提供時間(送迎に係る時間は除くものとする。)は30分を超える必要がある点(30分以下のサービス提供については基本的に報酬を算定しないが、2(3)⑪の2の加算については算定可能な場合があること)に留意すること。なお、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児に対するサービス提供についてはこの限りではない(30分を超えるサービス提供と同様に基本報酬及び加算も算定する)。</u></p> <p><u>また、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</u></p>	<p>児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について</p> <p>障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。</p> <p><u>なお、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>3</u>の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>4</u>の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算 <u>(I)</u> の取扱い 通所報酬告示第3の<u>5のイ</u>の欠席時対応加算 <u>(I)</u> については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>⑪の2 欠席時対応加算 (II) の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の5のイの欠席時対応加算 (II) については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。</u></p> <p><u>(二) 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。</u></p> <p><u>(三) 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービス</u></p>	<p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>4</u>の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>5</u>の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>6</u>の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>の開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとする。</u></p> <p><u>（四） 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。</u></p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>6</u>の特別支援加算については、2の（1）の⑫を準用する。</p> <p><u>⑫の2 個別サポート加算（I）</u> <u>通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（I）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</u></p> <p><u>（一） 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</u></p> <p><u>（二） 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区</u></p>	<p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>7</u>の特別支援加算については、2の（1）の⑫を準用する。</p> <p><u>（新設）</u></p>